

改正

昭和50年3月28日条例第17号

昭和51年2月28日条例第1号

昭和51年12月27日条例第51号

平成4年3月27日条例第25号

令和7年12月24日条例第36号

伊丹市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）の規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）の附置および管理について、必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、都市としての機能の維持および増進に寄与することを目的とする。

(適用地区)

第2条 この条例を適用する地区（以下「適用地区」という。）は、法第3条第1項に規定する駐車場整備地区ならびに都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域および近隣商業地域で別表に掲げる地区とする。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第3条 適用地区内において、次表の（あ）項に掲げる面積が（い）項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、（う）項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ（え）項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、（お）項の基準により算出して得た数値に、（う）項に掲げる建築物の部分の床面積を建築物の延べ面積で除して得た数値をそれぞれ乗じて得た数値の合計とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物または当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、適用地区内において、特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。

| | |
|-----|--------------------------------------|
| (あ) | 特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分（駐車施設の用途に供する部分を除 |
|-----|--------------------------------------|

| | | | | |
|-----|---|--|--------------------------|---|
| | き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。)の床面積と共同住宅および非特定用途に供する部分(駐車施設の用途に供する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計 | | | |
| (い) | 1,000平方メートル | | | |
| (う) | 特定用途(事務所および共同住宅を除く。)に供する部分 | 事務所の用途に供する部分 | 共同住宅および住宅の用途に供する部分 | 非特定用途(住宅を除く。)に供する部分 |
| (え) | 150平方メートル | 200平方メートル | 250平方メートル | 300平方メートル |
| (お) | 延べ面積が1,000平方メートルを超える部分の面積に対して125平方メートルまでごとに1台 | 延べ面積が1,000平方メートルを超える部分の面積に対して3分の500平方メートルまでごとに1台 | 延べ面積に対して250平方メートルまでごとに1台 | 延べ面積が2,000平方メートルを超える部分の面積に対して200平方メートルまでごとに1台 |

(大規模な事務所の特例に係る大規模通減)

第4条 前条の規定にかかわらず、床面積が10,000平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

(建築物の増築または用途変更の場合の駐車施設の附置)

第5条 建築物を増築しようとする者または建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕または大規模の模様替をしようとする者は、当該増築または用途の変更後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築または用途の変更前の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築もしくは用途の変更に係る建築物または当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物が適用地区の内外にわたる場合)

第6条 建築物の敷地が適用地区と適用地区以外の地域とにわたる場合において、適用地区に当該敷地のより大きな部分が属するときは、当該建築物が適用地区にあるものとみなして、前3条の規定を適用する。

(駐車施設の規模)

第7条 第3条から第5条までの規定により附置しなければならない駐車施設は、自動車の駐車のために供する部分の規模を駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車が安全に駐車し、かつ、出入りすることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条から第5条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数(以下「附置台数」という。)に0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とし、そのうち少なくとも附置台数に0.02を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)分については、車いす利用者のための駐車施設として、駐車台数1台につき幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

3 前2項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で自動車が安全に駐車し、かつ、出入りすることができるものと市長が認めるものについては、適用しない。

(駐車施設の附置の特例)

第8条 第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者が当該建築物の構造または敷地の状態により、市長がやむを得ないと認める場合に限り、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物または当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

2 前項の規定により駐車施設を設けようとする者は、あらかじめ規則で定めるところに従い、駐車施設の位置、規模、構造等について、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(届出)

第9条 第3条から第5条までの規定により駐車施設を附置すべき者は、規則で定めるところに従い、駐車施設の位置、規模、構造等について市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、同様とする。

(適用除外)

第10条 建築基準法第85条に規定する仮設建築物については、この条例は適用しない。

(駐車施設の管理)

第11条 第3条から第5条までまたは第8条の規定により附置し、または設置した駐車施設の所有者または管理者は、当該駐車施設の敷地、構造、規模等について、常時その目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第12条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において建築物もしくは駐車施設の所有者または管理者から報告もしくは資料の提出を求め、または必要に応じて職員をして建築物もしくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 前項の規定による証明書の様式は、規則で定める。

(措置命令)

第13条 市長は、第3条から第5条まで、第7条または第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて駐車施設の附置、設置または原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により措置を命じようとするときは、当該違反者に対して、その命じようとする措置および理由を記載した措置命令書により行うものとする。
- 3 前項の規定による措置命令書の様式は、規則で定める。

(罰則)

第14条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかつた者は、500,000円以下の罰金に処する。

- 2 第12条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者は、200,000円以下の罰金に処する。
- 3 第8条第2項または第9条の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務または財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、前条の規定を適用する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築および用途変更の工事に着手した者については、この条例は、適用しない。

付 則（昭和50年3月28日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和51年2月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和51年12月27日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成4年3月27日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現に適用している地区において、この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築または用途の変更の工事に着手した者については、この条例による改正後の伊丹市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条から第5条までおよび第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、この条例による改正前の伊丹市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第3条から第5条まで、第7条または第8条の規定により附置または設置された駐車施設は、改正後の条例第3条から第5条まで、第7条または第8条の規定により附置または設置されたものとみなす。
- 4 この条例の施行後、新たに適用地区となった区域内において、当該適用地区となった日から起算して6月以内に建築物の新築、増築または用途の変更の工事に着手した者については、改正後の条例第3条から第5条までの規定は、適用しない。

付 則（令和7年12月24日条例第36号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表

| 地名 | 適用する範囲 |
|----------|--------|
| 伊丹市西台1丁目 | 全域 |

| | |
|---|-------|
| ” 2丁目 伊丹市中央1丁目 ” 2丁目 ” 3丁目 ” 6丁目 伊丹市伊丹1丁目 ” 2丁目 ” 3丁目 | |
| 伊丹市西台3丁目 ” 4丁目 ” 5丁目 伊丹市中央4丁目 ” 5丁目 伊丹市伊丹4丁目 ” 5丁目 伊丹市宮ノ前1丁目 ” 2丁目 ” 3丁目 伊丹市船原2丁目 | 一部の区域 |